

「くりこしプラン S +5G」提供条件書

1.概要

「くりこしプラン S +5G」(以下「本プラン」といいます。)とは、月間データ容量 4GB が含まれたスマートフォン向けの料金プランです。

2.提供内容

くりこしプラン S +5G の基本情報		
月額料金 [基本使用料]	1,580 円(1,738 円)	
国内通話料	20円(22円)/30秒*1	
月間データ容量	4GB	
通信速度制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内の月間データ利用量が月間データ容量を超えた場合、当月末までの国内のデータ通信の通信速度を送受信最大 300kbps に制限します(通信速度の制限は、翌月 1 日に順次解除します)。 ・ 混雑時や大量のデータ通信のご利用があった場合などに、通信速度の制限を行うことがあります。 	
対象契約	UQ mobile の 5G 契約	
データ増量のオプション	増量オプションⅡ (月間データ容量が 2GB 増量)	500 円(550 円)/月
通話のオプション	通話放題 (国内通話が 24 時間かけ放題*1*2)	1,800 円(1,980 円)/月
	通話放題ライト (10 分以内/回の国内通話が 24 時間かけ 放題*1*2)	800 円(880 円)/月
	通話パック 60 (月間最大 60 分相当の国内通話が定額*1)	600 円(660 円)/月
	かけ放題(24 時間いつでも)*3 (国内通話が 24 時間かけ放題*1*2)	1,700 円(1,870 円)/月
	かけ放題(10 分/回)*3 (10 分以内/回の国内通話が 24 時間かけ 放題*1*2)	700 円(770 円)/月
	通話パック(60 分/月)*3 (月間最大 60 分相当の国内通話が定額*1)	500 円(550 円)/月

記載の料金額は税抜額、括弧内は税込額です。

各種割引サービスの割引額	自宅セット割	▲580円(638円)/月
	家族セット割	割引対象外ですが、家族セット割の割引額を判定するための回線数カウントの対象です。
その他	「節約モード」が利用できます。節約モードに設定した場合、通信速度が送受信最大 300kbps となり、月間データ容量を消費しません*4。	

*1:0570(ナビダイヤル)・衛星電話など一部の通話については、通常の通話と通話料が異なる場合やかけ放題/定額通話の対象外となり通話料がかかる場合があります。

*2:KDDI/沖縄セルラー(以下、併せて「当社」といいます。)が別に定める一部の電気通信事業者への通話や月間 744 時間を超える通話については、かけ放題の対象外となる場合があります。かけ放題の提供内容については、「国内通話定額サービス」提供条件書の3. 重要事項の(3)(通話かけ放題に関するご注意事項)に定めるものを適用します。

*3:かけ放題(24 時間いつでも)、かけ放題(10 分/回)及び通話パック(60 分/月)に新たにご加入いただくことはできません。

*4:節約モードが設定されている状態で、節約モード適用対象外の料金プランへの変更を行った場合、変更後の料金プランにおいても通信速度が制限されることがあります。通信速度の制限は、変更日以降順次解除します。

3.重要事項

(1) 本プランへの加入について

- くりこしプラン L +5G 及びくりこしプラン M +5G からの料金プラン変更の場合を除き、本プランに新たにご加入いただくことはできません。

(2) 其他のご注意事項

- 当社が提供する他のサービス・キャンペーンにご加入いただけない又は併用できない場合があります。
- 別途、電話ユニバーサルサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料がかかります。
- 別途契約にかかる費用は店頭等にてご確認ください。
- 本提供条件書及び契約約款等(UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款その他当社の各契約約款及び各規約等をいいます。以下同じとします。)の規定により支払いを要する額は、本提供条件書及び契約約款等に記載の税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

■本提供条件書について

- 当社の UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款第 77 条(提供条件書等)に基づき、基本使用料の料金種別として本提供条件書を定めます。
- 本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等の規定を適用します。これらの詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。
- 当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、当社は、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

記載の料金額は税抜額、括弧内は税込額です。

- ・電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社の申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。

■更新履歴

2026年4月15日 初版作成